

令和6年1月12日

組合員 各位

(一社) 富山県建築組合連合会  
会長 根塚 三起生

全建総連の災害見舞金の申請について

日ごろ、当組合の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

今回の地震発生にともない、被害に遭われた組合員の皆様に対して心よりお見舞い申しあげます。

全建連総連では組合員の天災による被害に対し、別添の「災害見舞規程」にもとづき見舞金を贈呈することとしており、被害に遭われた場合は下記のとおり申請をお願いします。

なお申請に際し、市町村が発行する罹災証明書(消防署は不可)が必要となりますので添付してください。また申請の期限はとくに定めていないため、罹災証明発行の混雑状況等を勘案のうえ、適宜、申請をお願いします。

記

1. 申請様式 別添「全建総連 災害見舞申請書」
2. 申請先 各地域建築組合  
当組合から建築組合連合会を通じて全建総連に申請します。
3. 添付文書 「災害見舞規程」「災害見舞申請書」

以上

# 災害見舞規程

1982年 9月 4日 実施  
1988年 8月 1日 一部改定  
1995年 9月 6日 〃  
2005年 9月16日 〃  
2022年 9月 9日 〃

第1条 この規程は規約第37条によって定める。

第2条 この規程は、全建総連の組合員が、天災地変により受けた被害につき、全国の仲間の連帯による見舞金を贈るために設ける。

第3条 ここでいう天災地変の被害とは、地震・大火・大雨などで災害救助法の適用を受けた地域における被害、または災害救助法の発動された天災地変と、それに準ずる災害によって受けた被害をいう。

第4条 天災地変による被害については、災害による被害の程度を証明する書面（「罹災証明書」という。）の交付を確認でき次第、次による見舞金を所属組合を通じ組合員（組合員死亡の場合は配偶者等葬儀執行者）に支給する。

(1) 死亡

組合員の場合 10万円

家族の場合(同居) 5万円

(2) 居住する家屋

全壊(全焼・全流失を含む) 5万円

半壊(大規模半壊・中規模半壊・半焼を含む) 3万円

準半壊(床上浸水または半焼・半壊に準ずる損害) 1万円

第5条 罹災証明書の交付が困難な場合や被災時点から交付までに相当な歳月を要することが分かったときは、罹災証明書とは別の公的な書類等によって災害による被害の程度を証明することで、見舞金を支給する。この場合の見舞金は、前掲第4条(1)、(2)のいずれかに準じたうえで支給額を決定する。

第6条 この資金は原則として年間1000万円を限度として本部会計でまかなう。

第7条 この規程の改廃および運営についての必要な事項は、中央執行委員会が決定し、大会に報告する。

第8条 この規程は、2022年9月9日から改定施行する。(改定条文：第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条)

【届出様式（A4版）】

全建総連 災害見舞申請書

年 月 日 受付

県連・組合		天災・地変 の名称	
		被災年月 日	年 月 日

※ 太枠内を記入すること。

※ 被災内容には死亡の場合には本人・家族の別を、居住家屋の場合は全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水、準半壊（半焼・半壊に準ずる損害）の別を記入すること。

被災者名	年齢	住所	被災内容		見舞金 額 円	確認
			死亡	居住家 屋		